

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 13

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

55.3 発行



昭和54年4月(鹿児島県笠利町)

も く じ

I	中央審査会の動き	2
II	地方審査会の動き	6
III	地方審査会委員名簿	10
IV	救済金等の配分に関する調査について漁協へのお願い	21
V	成長産業としてのあさり栽培漁業	24
VI	昭和54年オイルボール等漂着状況調査の結果について	30

I 中央審査会の動き

1. 昭和54年度第6回中央審査会

昭和55年2月21日第6回中央審査会が開催され、沖縄県伊是名地区等20件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもの17件と防除清掃を伴う漁業被害のもの3件であった。

漁業被害については千葉県船橋市地区、大分県宇佐豊後高田地区及び岡山県白石島地区ののり養殖業の被害で、いずれも地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点について審議検討された結果別表(その1)のとおり認定された。

- (1) 香川県観音寺地区については、原因者の究明状況と港内油濁発生時の防除清掃に関する港湾管理者の責任と当基金の事業との関係
- (2) 大分県宇佐豊後高田地区については、①替網をした場合その生育期間に見合う被害期間のとり方
② 生のりの等級付についての可否等
- (3) 千葉県船橋市地区については、①替網代単価の算出方法(網代と購入諸経費) ②生のりの製品換算率等

2. 昭和54年度第7回中央審査会

昭和55年3月29日本年度最後の第7回中央審査会が開催され、鹿児島県徳之島地区等8件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもの6件と防除清掃を伴う漁業被害のもの2件であった。

漁業被害の2件は鹿児島県奄見大島地区のひとつえぐさ養殖業と広島県広島市地区ののり養殖業の被害である。

会議では、奄見大島地区について、①ひとつえぐさの検量時の状態、②後遺症の有無、等について審議検討された結果別表(その2)のとおり認定された。

〔その1〕 昭和54年度第6回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因(申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請		認定		備考
						漁業被害	防除・清掃	漁業被害	防除・清掃	
沖縄県 伊是名地区	54.11.17	不明	伊是名、伊平屋 村海岸	伊是名漁協	防除・清掃	円 -	円 3,103,660	円 -	円 3,103,660	
鹿児島県 与論島地区	54.11.22	船舶	与論町漁協地先	与論町 "	"	-	3,590,080	-	3,590,080	
東京都 三宅島地区	54.11.28	"	三宅島一円	三宅島 "	"	-	3,104,170	-	3,104,170	
沖縄県 国頭村地区	54.11.30	不明	国頭村地先	国頭 "	"	-	3,400,030	-	3,400,030	
沖縄県 知念村地区	54.12.7	"	知念村地先	知念村 "	"	-	2,474,000	-	2,474,000	
鹿児島県 種子島地区	54.12.7	"	西之表漁協地先	西之表 "	"	-	7,023,200	-	7,023,200	
千葉県 船橋市地区	54.12.8	"	船橋市地先 のり漁場	船橋市 "	のり養殖業の被害	47,380,335	7,801,709	46,347,109	7,801,709	重複労務費削減 △1,033,226円
鹿児島県 徳之島地区	54.12.10	"	伊仙町漁協地先	伊仙町 "	防除・清掃	-	859,820	-	859,820	
東京都 新島地区	54.12.10	"	若郷, 新島漁協地先	若郷 新島 "	"	-	1,155,740	-	1,155,740	
鹿児島県 種子島地区	54.12.11	船舶	中種子町 漁協地先	中種子町漁協	防除・清掃	-	4,431,596	-	4,431,596	

県・地区名	発生年月日	推定原因(申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請		認定		備考
						漁業被害	防除・清掃	漁場被害	防除・清掃	
東京都 神津島地区	54.12.11	不明	神津島漁協地先	神津島 "	"	-	254,508	-	254,508	
東京都 式根島地区	54.12.12	"	式根島漁協地先	式根島 "	"	-	406,615	-	406,615	
沖縄県 国頭村地区	54.12.19	"	国頭村地先	国頭村 "	"	-	688,450	-	688,450	
沖縄県 渡名喜村地区	54.12.23	"	渡名喜村漁協地先	渡名喜村 "	"	-	1,850,400	-	1,850,400	
大分県宇佐 豊後高田地区	54.12.24	"	和間、豊後高田漁協地先のり漁場	和間、豊後高田 "	のり養殖業の被害	22,374,530	374,803	22,045,410	374,803	重複労務費削減 △329,120円
岡山県 白石島地区	54.12.26	船舶	白石島漁協地先のり漁場	白石島 "	"	31,655,345	1,740,790	31,242,460	1,740,790	重複労務費削減 △412,885円
香川県 観音寺市地区	55.1.5	不明	観音寺漁港内	観音寺 "	防除・清掃	-	95,285	-	95,285	
鹿児島県 沖永良部地区	54.11.26	"	沖永良部漁協地先	沖永良部 "	"	-	785,880	-	785,880	
東京都 八丈島地区	54.12.20	"	八丈、三根漁協地先	八丈、三根 "	"	-	3,351,035	-	3,351,035	
鹿児島県 尾久島地区	54.12.23	"	上尾久町・尾久町漁協地先	上尾久町、尾久町 "	"	-	4,015,470	-	4,015,470	
計					漁業被害 3件 防除清掃 17件(3)	101,410,885	50,507,241	99,624,979	50,507,241	()は漁業被害を伴うもので内数である。

〔その2〕 昭和54年度第7回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請 漁業被害 円	請求 防除・清掃 円	認定 漁業被害 円	備考
鹿児島県 徳之島地区	54.11.17	船舶	徳之島漁協地先	徳之島漁協	防除・清掃	-	4,062,846	4,062,846	
鹿児島県 種子島地区	54.12.19	不明	南種子町 漁協地先	南種子町 漁協	"	-	1,293,360	1,293,360	
鹿児島県 喜界島地区	55.1.4	"	喜界島海岸一帯	喜界島 "	"	-	314,660	314,660	
鹿児島県 奄美大島地区	55.1.24	"	大島郡大和村 湯湾釜	大和村 "	ひとえぐさ養殖業 の被害	874,597	216,700	874,597	
広島県 広島市地区	55.2.3	"	広島市 大河漁協地先	大河 "	のり養殖業の被害	701,621	148,720	652,661	重複労務費削減 △48,960円
山口県 下関地区	55.2.8	"	下関市～豊北町 地先	下関南風泊 漁協	防除・清掃	-	443,660	-	
福岡県 宗像地区	55.2.11	"	北九州市 宗像地先	深江 "	"	-	115,740	-	
広島県 横島地区	55.2.29	"	百島附近海上	横島 "	"	-	91,480	-	漁船用船費1t未 満につき △21,000円減額
計					漁業被害 2件 防除・清掃 6件(2)	1,576,218	6,727,166	1,527,258	()は漁業被害を伴 うもので内数である。

Ⅱ 地方審査会の動き

のり養殖業が最盛期をむかえた12月、千葉、岡山、大分の三県下の養殖のり漁場に油濁が発生し大きな被害を与えた。2月には、長崎県五島列島、平戸、対馬にかけてタンカーからの不法投棄による大量の廃油が漂着し、ひじき、いわのり等磯根資源に被害を与え、清掃作業も大規模に行なわれた。東京都八丈島では2月、いわのりが全滅する被害が発生、3月には愛知県で養殖のりの被害が発生した。各都県において地方審査会が開催され、漁業被害額、防除清掃費の認定に必要な基礎資料の調査、収集、検討がなされ(東京都、長崎県は継続中、愛知県は準備中)その結果が中央審査会に報告された。

なお、地方審査会を設置している22都県中18都県の委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた。

昭和55年3月1日現在の委員の名簿は、別掲のとおりである。

(1) 千葉県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和54年12月25日	昭和54年12月8日早朝、船橋市漁協地先のり漁場に油が流入し、のり養殖業に被害を与えた。組合では関係機関に通報し、合同で漁場調査を行った結果、養成中の網、摘採中の網3,163枚が被油していることが判明、汚染網1,102枚を撤去廃棄処分とし、他の網について休漁被害となった。
第2回 昭和55年1月16日	被害区分： 網撤去及び摘採中止による生産減、替網の補填、防除清掃

(2) 大分県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年 1月18日	昭和54年12月24日宇佐市和間，豊後高田市漁協地先のり漁場に油が流入，摘採中の養殖のりに被害を与えた。両漁協では関係機関に通報し，合同で漁場調査を行った結果，1,211枚ののり網が被油し当日摘採した製品，生のりを廃棄処分とし，455枚の網は撤去廃棄処分となった。 被害区分： 原藻廃棄，製品廃棄，網撤去による生産減，替網の補填 防除清掃
第2回 昭和55年 1月29日	

(3) 岡山県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年 1月22日	昭和54年12月26日，白石島漁協地先のり漁場に油が流入，摘採中の養殖のりに被害を与えた。漁協では関係機関に通報し，合同して漁場調査の結果，970枚ののり網を撤去廃棄処分し，替網を張り込むこととなった。 被害区分： のり網撤去による生産減，替網の補填
第2回 昭和55年 1月30日	
第3回 昭和55年 2月 2日	

(4) 長崎県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年 3月27日	昭和55年2月2日～8日にかけて五島列島，平戸，対馬の西海岸にタンカーのクリーニング水と思われる大量の廃油が漂着し，サザエ，ウニ，アワビ，いわのり，ひじき等磯根資源に被害を与えた。県漁連では関係機関へ通報するとともに，関係漁協，県とともに現場調査を行ない清掃作業を行ない，漁業被害額の算定を急いでいる。
第2回 昭和55年 4月17日 (予定)	
第3回 昭和55年 4月30日 (#)	

(5) 東京都地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年 3月24日	昭和55年2月19日八丈島，三根，八丈漁協地先海岸一带に油が漂着，採取時期にあったいわのり，はばのりが被害を受けた。漁協では関係機関に通報し，合同で漁場調査の結果，全滅被害と判断され，被害額の算定を急いでいる。 被害区分： いわのり，はばのりの摘採中止による生産減，防除・清掃
第2回 昭和55年 4月14日 (予定)	
第3回 昭和55年 4月30日 (予定)	

(6) 愛知県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年4月15日 (予定)	<p>昭和55年3月25日、常滑市鬼崎、大野漁協地先のり漁場に油が流入、摘採中ののりに被害を与えた。</p> <p>漁協では関係機関に通報し、合同で漁場調査した結果、のり柵1,028柵が被油し、うち595柵の網を撤去、のこり原藻摘採廃棄とし、被害額の算定をいそいでいる。</p> <p>被害区分： 製品の廃棄、原藻の廃棄及び網撤去による生産減、漁具被害、防除清掃</p>



昭和55年2月(福岡県宗像地区) 深江漁協

Ⅲ 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

昭和55年3月現在

県	氏名	所属役職名
青 森	三浦健一	県漁連 専務
	神栄一	信漁連 専務
	根本俊治	漁業共済組合専務
	渡辺幸造	県水産振興会常務
	飯田実	県水産部漁政課長
	細川可興	県環境保健部公害課長
	伊藤進	県水産増殖センター所長
	村本喜四郎	県商工会議所連合会幹事長
	田中虎之助	県石油商業協同組合理事長
	重巢孝良	東北電力(株)青森支店長
宮 城	柴原博	県漁連 会長
	内海紀美夫	漁業共済組合組合長
	田村一夫	信漁連 専務
	佐々木良孝	県漁連 専務
	小林基八	県水産林業部次長
	鈴木都	" 漁政課長
	渡辺競	" 技術副参事
	狩谷貞二	東北大学農学部水産学科助教授
	石川龍英	共同石油(株)塩釜油槽所長
	斉藤八郎	宮城県商工会議所連合会常任幹事

県	氏名	所属役職名
千 葉	蔭山 賢	県漁連 専務
	布施 博	漁業共済組合常務
	佐久間 清	海区漁業調整委員
	内田 一三	元内湾水試場長
	石井 惇一郎	県水産部漁政課長
	大沢 恒紀	" 水産課長
	高柳 健	県水試 場長
	沼田 真	千葉大学理学部長
	吉田 勇	県商工会議所連合会専務
	小林 恒治	東京湾海難防止協会千葉支部長
	関 諭	京葉地帯経済協議会専務
東 京	吉田 西男	都漁連副会長
	坂井 文次郎	港漁業協同組合長
	百束 武雄	漁業共済組合専務
	西坂 忠雄	都漁船保険組合長
	伊藤 茂	都農林水産部水産課長
	小堀 伸治	都水試 場長
	竹田 滋	都公害局水質保全部水質規制課長
	渡部 勇	東京商工会議所常務
	郷 良太郎	{ 議員 (株)ニチエン化工社長
	笹野 好男	{ 全国石油商業組合連合会会長 (株)千歳商會社長

県	氏名	所属役職名
静 岡	山崎 浩	県漁連 常務
	内野 芳雄	信漁連 専務
	増田 市郎	県漁業振興公害対策基金事務局長
	岡部 史郎	東海大学海洋学部教授
	山本 徹	農業水産部水産課長
	鈴木 武比古	生活環境部水質保全課長
	小泉 政夫	県水試 場長
	松本 樞郎	弁護士
	沖 和雄	県商工会議所連合会専務
	勝谷 時雄	東亜燃料工業(株)清水工場取締役工場長
愛 知	水越 幸雄	県漁連 会長
	吉田 秋年	〃 参事
	磯貝 新太郎	県漁業共済組合参事
	鈴木 忠雄	県内水面漁場管理委員会委員
	岡田 勤	県農業水産部水産振興室々長
	中村 良二	県水試 場長
	喜田 和四郎	三重大学水産学部教授
	古田 二郎	技術士(古田技術事務所長)
	中村 勇	東海鉄鋼協会専務
	堀 政雄	出光興産KK 愛知製油所副所長

県	氏名	所属役職名
三 重	中北克己	県漁連 専務
	磯部幸丸	信漁連 //
	上原 繁	県漁船保険組合長
	山下忠弘	漁業共済組合専務
	玉田五郎	県農林水産部水産事務局漁政課長
	松永武男	県生活環境部大気水質課長
	水野 実	県浜島水試場長
	松浦西太郎	県弁護士会
	坪香弘一	県商工会議所連合会常務
	斉藤克二	石油連盟海水油濁処理協力機構四日市支部長
福 井	杉原邦彦	県漁連 参事
	和田博明	信漁連 参事
	西尾治郎	県漁業共済組合専務
	小堀 弘	県漁業指導協会参事 <small>新</small>
	伴 誠	県農林水産部水産課長
	牧野道夫	県生活環境部環境管理課長
	今岡要二郎	県水試 場長
	中村 豊	県商工会議所連合会専務
	宇野尚雄	東洋紡績KK敦賀工場長
	堀江 新	セーレン(株)常務取締役

県	氏 名	所 属 役 職 名
島 根	米 津 貞 義	県漁連 会長
	中 島 俊 夫	県信漁連会長
	道 前 義 勇	県漁業共済組合長代理
	渡 辺 健 造	県水産業団体指導協会常任理事
	小 沢 良 一	県農林水産部漁政課長
	森 野 淳 造	県総務部消防々災課長
	児 島 俊 平	県水試 場長
	高 尾 幸 吉	県商工会議所連合会専務
	林 栄 三	〃 会長
	櫛 山 富 介	県石油協同組合理事長
和 歌 山	芝 誠 次	県漁連 専務
	中 村 作	漁業共済組合参事
	深 見 徳 一	県信漁連専務
	木 村 幹 夫	県漁協指導協会事務局長
	尾 形 桂 吾	県経済部水産課長
	岡 村 周 見	〃 公害規制課長
	三 好 剛 太	県水試 場長
	桜 谷 良 一	県商工会議所連合会常任幹事
	植 村 卓 郎	住友金属工業㈱和歌山製鉄所環境管理部長
岡 元 造	東亜燃料工業㈱和歌山工場環境安全部長	

県	氏名	所属役職名
兵庫	塩谷 健次郎	県漁連 専務
	岸 峰 夫	漁業共済組合専務
	天野 栄 蔵	県信漁連専務
	吉岡 平太郎	県水産公害対策基金専務
	小黒 武	県農林水産部参事兼水産課長
	伊藤 光 一	県生活環境局参事兼水質課長
	竹末 敏 男	県水試 場長
	榎谷 力 生	姫路商工会議所事務局長
	田中 敏 雄	㈱神戸製鋼所環境技術本部環境管理部長代理
	平野 謙 哉	出光興産(ＫＫ)副所長
岡山	長森 早苗之助	県漁連 常務
	亀井 真 砂	県漁業共済組合理事
	岸本 克 彦	県信用基金協会専務
	岸本 亘 郎	(財)県漁業操業安全協会事務局長
	三村 克 一	県商工会議所連合会専務
	岩山 迪 夫	川崎製鉄㈱水島製鉄所総務部長
	門野 敦 郎	耐火物協会中国四国支部長
	西川 太	県農林部次長
	成本 盛 隆	県環境部水質保全課長
	山本 尙久蔵	県水試 場長

県	氏名	所 層 役 職 名
広島	三浦 裕直	県漁連 会長
	岡垣 茂	県信漁連会長
	長久 万蔵	県漁連 専務
	松宮 正雄	県漁業共済組合 常務
	副島 直	県農政部水産課長
	和気 義員	県環境保健部水質保全課長
	西本 実	県水試 場長
	倉重 達也	県商工会議所連合会 幹事長
	奥迫 繁次	三菱重工業(株)広島造船所総務部環境課長
	水田 晴雄	日本鋼管KK福山製鉄所総務部環境課長
山口	木村 博	県漁連 専務
	浜村 博	〃 参事
	綿加 直幸	信漁連 専務
	深江 貫一	漁業共済組合 専務
	藤原 俊昭	県水産部次長
	岡山 等	県公害対策課長
	井上 泰	県内海水試場長
	松村 省一	岩国商工会議所 専務
	東谷 正三	宇部興産(株)宇部窒素工場総務部副部長
	中谷 三郎	出光興産(株)徳山製油所副所長

県	氏 名	所 属 役 職 名
香 川	長 町 鉄二郎	県漁連 専務
	伊 藤 卯七郎	漁業共済組合専務
	藤 原 恵三郎	県のり養殖研究会々長
	平 岡 雅 郎	県漁業操業安全協会
	中 井 文 人	県経済労働部水産課長
	武 田 啓 一	県公害課長
	野 網 健 三	県水試場長
	大 西 美 中	弁護士
	岡 林 敏 雄	四国電力K K, 香川支店長
	河 西 収	県石油商業組合相談役 県石油協同組合理事
愛 媛	重 見 鬼	県漁連 専務
	大 元 勝 美	県信漁連専務
	納 富 敵	漁業共済組合参事
	渡 辺 精一郎	県漁業操業安全協会事務局長
	山 城 正 一	農林水産部水産課長
	曾 我 好 郎	生活環境部公害課長
	満 田 春 馬	県水試 場長
	岡 本 真 尚	弁護士 松山商工会議所産業公害専門相談員
	玉 井 晃	四国電力K K 愛媛支店長
竹之内 守	丸善石油K K 松山製油所長	

県	氏 名	所 属 役 職 名
高 知	木 下 明 則	県漁連 専務
	久 保 光 男	漁業共済組合専務
	高 田 和	漁船保険組合専務
	岡 田 誠 一	漁業信用基金協会参事
	萩 野 節 雄	県水産局漁業振興課長
	山 岡 巍	県保険環境部公害対策室長
	小 泉 正	県水試 場長
	安 岡 三四郎	弁護士
	土 田 武 雄	県商工会議所連合会専務
	大 坪 義 彦	県石油業協同組合専務
福 岡	星 野 強	県漁連 専務
	浦 部 俊 郎	県信漁連専務
	甲 速 見	漁船保険組合長
	黒 田 孝 夫	漁業共済組合参事
	川 村 久 明	県水産林務部水産振興課長
	磯 矢 昭 三	県衛生部環境整備局企画課長
	天 野 泰 彦	県豊前水試場長
	原 春 寿	県商工会議所連合会事務局長
	佐 藤 満 雄	九州電力㈱環境部長

県	氏 名	所 属 役 職 名
大分	安 藤 治 人	県漁連会長
	小 戸 利 夫	県信漁連会長
	藤 原 性 次	県漁業共済組合長
	稲 田 實	県指導漁協連会長
	古 田 豊	県林業水産部次長
	中 島 徳 二	〃 漁政課長
	山 内 正 一	県水試 場長
	藤 井 康 長	県環境保健部公害規制課長
	中 島 正 郎	昭和電工(株)大分事務所長
	清 原 康 昭	九州石油(株)大分製油所副所長
	菊 一 夫	県商工会議所連合会専務
長崎	中 村 一 馬	県漁連 専務
	中 村 輝 勝	県信漁連参事
	末 田 正 三	漁業共済組合参事
	本 田 大 吉	漁業信用基金協会専務
	川 本 秋 義	県水産部漁政課長
	伊達木 仁八郎	県環境部環境保全課長
	藤 田 矢 郎	県水試 場長
	本 田 千代松	県商工会議所連合会事務局長
	若 林 勘一郎	県経営者協会専務
	増 田 高 彦	県石油協同組合理事長 県石油商業組合

県	氏 名	所 属 役 職 名
鹿 児 島	中 村 幸 雄	県漁連 専務
	阿久根 邦 夫	漁業共済組合参事
	福 留 正 志	信漁連 専務
	岩 切 成 郎	鹿児島大学水産学部教授
	藤 原 和 美	水産商工部漁政課長
	岩 井 清 明	衛生部環境局公害規制課長
	茂 野 邦 彦	県水試 場長
	黒 川 達爾雄	県公害防止協会
	古 賀 圭 二	九州電力K K鹿児島支店長
	柳 田 光 泰	鹿児島商工会議所専務
沖 縄	照 岳 名 朝 雄	県漁連 専務
	照 屋 正 吉	県信漁連専務
	古 堅 宗 和	漁業共済組合組合長
	伊 佐 次 郎	県漁業信用基金協会専務
	伊野波 盛 仁	県農林水産部水産課長
	大 城 清 昌	県環境保健部公害対策課長
	崎 山 憲 一	県水試 場長
	中 尾 栄 作	沖縄宮古商工会議所副会頭
	久手堅 憲 次	沖縄電力(株)専務
新 垣 恒 一	沖縄石油精製(株)環境安全室長	

Ⅳ. 救済金等の配分に関する調査について漁協へのお願い

原因者不明の漁場油濁に伴う漁業被害の救済金及び防除清掃費につきましては、被害額等の認定後油濁基金から漁連を通して申請漁協あて支給されていますが、漁協において末端被害漁業者等への配分が具体的にどのように行われているか、明らかにしておく必要があります。

つきましては、別紙調査要領に基づき所要の調査の実施を県漁連にお願いしていますので、漁協としては、救済金等の支給を受けた場合には、関係書類の整備を厳に行うとともにこの調査につき充分なご協力方をお願いします。

漁場油濁被害救済金等の配分に関する調査要領

1. 目的

原因者不明の漁場油濁に伴う漁業被害の救済金及び防除清掃費の交付金が漁協においてどのように配分されているかを調査し、救済事務の円滑化を図るものとする。

2. 調査項目

- (1) 漁場油濁被害救済申請書の控の備え付け
- (2) 救済金等の入金状況
- (3) 被害漁業者、作業従事者の確認等
- (4) 救済金配分関係の確認
- (5) 防除費配分関係の確認

3. 調査対象事故

救済金等の交付をうけた最近時点の油濁被害事故。

4. 調査対象者

救済金等の交付をうけた漁協の組合長等の責任者。

5. 調査の実施

漁連担当者が関係漁協へ出張の折、時間の余裕をみて、できるだけ調査を実施する。

6. 調査表の送付

調査後、調査表を作成のうえ、できるだけ速やかに油濁基金あて送付する。

漁場油濁被害救済金等配分に関する調査表

県 漁業協同組合

調査年月日 昭和 年 月 日

調査者職氏名 漁連 課

調査対象者職氏名 組合長, 参事

I 油濁被害事故要目

地区名	発生年月日	発生場所	申請漁協名	漁業被害 認定交付額	防除清掃 認定交付額
地区	年 月 日		漁協 漁協	円	円

II 調査確認事項

1. 漁場油濁被害救済申請書の控の備え付け 有・無
2. 救済金等の入金状況

交付金の種別 \ 区分	入金年月日	配分完了年月日	配分方法
救 済 金	年 月 日	年 月 日	ア 口座振込 イ 現金渡し
防 除 費	年 月 日	年 月 日	ア 口座振込 イ 現金渡し

記事 ;
.....
.....

3. 被害漁業者, 作業従事者の確認等

- (1) 名簿の備え付け 有 ・ 無
- (2) 出面簿との照合 有 ・ 無

(3) 作業時間のチェック 合 ・ 否

記事 ;
.....
.....

4. 救済金配分関係の確認

(1) 救済金配分報告書提出の有無 有 ・ 無

(2) 被害漁業者の救済金受領印の確認 有 ・ 無

(3) 漁具等購入資材の領収証の確認 有 ・ 無

記事 ;
.....
.....

5. 防除費配分関係の確認

(1) 防除費配分報告書提出の有無 有 ・ 無

(2) 作業従事者の防除費受領印の確認 有 ・ 無

(3) 使用資材の購入領収証の確認 有 ・ 無

(4) 漁船、運搬車等賃借領収証の確認 有 ・ 無

記事 ;
.....
.....

6. 調査所感

.....
.....

Ⅲ 調査者留意事項

1. 調査前に当該漁協に関する漁場油濁被害救済申請内容を予め把握しておくこと。(出来れば申請書の写しを持参すること。)
2. 漁協の組合長又は参事等責任者を対象にすること。
3. 各項目の記事欄に補足説明事項があれば記入すること。

V. 成長産業としてのあさり栽培漁業

“油濁による漁業被害予備調査とその後の余聞”

高崎経済大学教授

大津 昭一郎

・成長産業としてのあさり栽培漁業

昭和54年から55年にかけての水産業は、200カイリ問題、オイルの高騰など暗い様相を示すなかで、ふと、まわりを見渡すと今まで注目していなかったものが意外に生産費もかからず価格も良く、厳しい生産管理を行うことによって、何時の間にかスター産業にのし上がる事例も珍しくない。その1つにあさりの産業化があげられる。干潟漁場も多く、資源は空気の如く豊富であった戦前のあさは、しじみと共に大衆のよき食物であり、下町に育った私には、アッサリやぁ、シジミーと引きのばしたアクセントで声を張りあげて街を売り歩くあさり売りの声もまた、郷愁を感じるものであった。

戦後、時の移り変わりと共に、40年代後半から50年代に入る頃になるとあさりの地位は大きく成長した。内湾干潟漁場の多くが臨海工業地帯と化し、それにともなって海水の汚染が貝類の増養殖に大きな影響を与えた日本経済の高度成長を経て、オイル・ショック以後の総需要の抑制、水質基準の強化等、多少水質の浄化もみられ、あさりの生産の回復も目にみえてきた。

このような環境の下であさは、漁場の狭少化・生産低下というなかで他の貝類の資源の減少等の影響等もあり、次第に価格が上昇するにしたがって、とくに50年以降あさりの生産に対する意欲が強まり、漁協段階での管理も強化し、県などの行政機関による保護育成の対象として積極的姿勢により、この数年の間に驚くべき産業化の途がすすめられてきている。

・漁場狭少化、

- ・資源減少に対して需要は増大，消費は多様化してきている。

和風の味噌汁か佃煮の対象でしかなかったものが，“鍋料理，バター焼，鉄板焼，スープ，スペイン料理の焼き飯”等の洋風化した料理の対象として，また，かなり高級化した料理の素材として使用されるようになってきている。したがって，生産者・出荷業者側でもそれに対応して，砂抜き装置，大型あさりの選別（銘柄品）出荷するなど消費対策も積極的に取り組む姿勢を見せてきている。

ここで，熊本県におけるわが国で貝類の最初の大型共販事業として，あさりの漁連共販事業の組織化の経過を中心とした系統運動のあり方を展望してみることにした。

熊本県におけるあさり栽培の主産地は玉名市を中心とした有明海である。菊地川尻のデルタがよく発達した干潟を主な漁場とした漁家が多く，地域内の主な漁業は，漁船漁業，のり養殖業，あさり採貝業である。あさり採貝業はのり養殖業とともにこの地域の中核的漁業であったが，40年代後半からのり養殖業の不況により，のり養殖からあさり採貝への移行が著しく，あさり採貝業は熊本県における単一魚種としては生産額第1位の魚種となり，沿岸漁家の依存度も高くなっている。とくに最近，漁協共販事業が軌道にのり，漁場管理の徹底と計画生産管理の確立による生産性向上を図った結果，現在では生産量も大幅に伸びている。

有明海は戦後，のり養殖が地域の基幹漁業として発達してきた。そして，県内屈指の好漁場であったために，あさり採取者の大半は老人，女子が多く，生産性も低く遊漁的色彩が強かった。大正時代から昭和にかけて，伊藤産業（福岡県大和町）が大浜地先に進出し，その後経営の交代があり，大浜産業に名称が変わり，缶詰工場を営んでおり，その後熊本缶詰大浜工場が進出し，現在に至っている。

しかし，粗放的な採捕形態から現在のように生産性の高いあさり採貝が営まれるようになったのは46年以降であり，野菜貝（加工用でないあさり）の需要が大きく伸び，それまでの老人，女子の採捕から，漁家の中心的人へと採捕者も変わり，漁業経営体も大幅な増加となって，最近では漁家収入に占める

割合も高く、あさりに対する依存度もかなり高くなってきており、需要動向も缶詰用が急減し、野菜貝の伸びが大きくなってきている。

・あさりの共販事業

漁協による共販事業は、昭和46年から玉名市大浜漁協と文政漁協が開始し、53年度には11漁協が実施している。玉名地区7漁協の共販状況を見ると、52年度と53年度を対比すると量は減少したが、売上げは伸び、価格も大幅に向上している。また、組合間の価格差が低くなってきている。

7漁協の共販に参加した仲買人（商社）は28人で、それぞれの漁協と売買契約書を締結して、1潮（15日以内）毎の採捕予定量に基づき入札制によって価格を決定し、取引をしている。商品規格は5分目（内のり）のフルイによって船上又は漁場で選別し、落ちたものは漁場にもどしている。

漁連共販事業の開始は、54年3月から6漁協（長州、高道、滑石、河内、松尾、牛水）が漁連の大型共販事業に参加し、単協では、鍋、大浜、横島、網田の4漁協が単協共販を行っている。漁連共販に参加し得なかった漁協のなかには仲買人の暴力的圧力もあるかに聞いており、大型共販のメリットがかなり期待できるなかで残念なことであった。

共販体制の狙いは、仲買人主導型から生産者主導型の流通構造への移行である。単協の組合長をはじめとして、組合役員の中にも仲買人と親戚関係のものが少くないなかで、激しい反対を押しきって共販体制に移るにはかなりのエネルギーが費されたことは想像に難くない。そのなかで、単協だけでは力が弱く限界があるので漁連の大型共販事業を強力に推進し、現在、体制づくりの基礎をこしらえているところである。まず、指定仲買人も広範囲に募り、18指定商社を決めている。従来、あさりの仲買人は零細企業が多く、せいぜい有限会社程度であり、価格決定も仲買人間の談合的色彩が強かった。そして、単協としても代金回収の不安が少からずみられた。そのような状況の中で指定業者には、山口県山陽町の藤岡水産、福岡県大川町の吉川水産等の県外の大手業者が漁連共販入札に参加してきている。

荷の受け渡しは、すべて単協まかせで、漁協の岸壁渡しである。各浜のあさりの性格、水揚量を予定に組んで先行入札を行っている。

指定業者は保証金500万円を漁連に収め、指定商社の資格をとる。入札時に落札すると、前途金50%を収め、そして1潮後3日以内に残り50%を収めるというシステムをとっている。将来は、手形決済を考えているが、初年度であるので厳重な決済を行い、その信用状況をみて手形に移行し、30日決済を考慮している。

また、従来からの仲買人に対しては、地区によっていくつかグループ化し、漁連入札会に参加している。今までの取引の関係から組合の推選もあり、指定商（グループ化して）になっている。なかには2～3人のグループで個々に参加しているケースもある。指定商になると、他地区の漁連入札会に参加することができるメリットもある。18指定商社の中には、今でも談合する傾向も多少みられている。漁連ではこれから先、県外、例えば三重県の如く大手商社の多く存在するところに働きかけて有力商社を参加させたいということであった。

。 あさりの大型共販と計画生産について

共販事業の組織の経過を岱明町の高道漁協の事例でみていくと次の如くである。

あさり漁業は、当初加工用（缶詰、佃煮）が主であり、1人で5～6ネット（ネット＝10kg）もとっていた。そして、漁期はのり養殖の支柱を立てるまでであり、4月～9月が漁期であった。期間が短いということで、獲れる時に獲っておこうというので乱獲の傾向が強かった。漁協で周年操業に切替えた時にはかなりの抵抗があった。しかし、計画的に大きくした野菜貝の方がかなり価格も良いので、ゆっくり大きくして獲るように漁協では指導した。

高道漁協周辺部の漁家は、農業と兼業であるので、施設園芸もののキュウリ、トマト、メロン、イチゴなどの栽培が盛んであった。

高道漁協では、あさり採取者は平均450人位であるが、夏の施設園芸の時期が過ぎると、9月からは家族も出て、あさり採取者は700人以上になり、

従事者の多い時は1,000人にも達している。

漁場行使料として1人1万円，1人1日3ネットと決めている。行使料は，4月，9月，12月の3回に漁協に収めるが，その時期に入漁する者のみが納入すればよいことになっている。

漁協手数料⇨稚貝散布代（購入費含む）6％，漁連手数料0.5％，漁協岸壁使用料1.5％，計8％である。すなわち，1ネット10kg，3,000円であるとする，240円が手数料で手取り，1ネット2,740円となる。

- ・休漁日は暑い7月～8月と正月（12月中旬～1月上旬）餅のある時はあさりの価格は低いので（他に料理が多いので需要が少い）休漁日に指定している。
- ・掃除は年1回，全員共同で行い，54年は夏あさりの採捕禁止期に行っている。その他耕耘等も行っている。
- ・稚貝散布船の建造（16.7t船），54年度構造改善事業で建造，総額1,050万円のうち，国50％，県20％，町・自己負担各15％である。外に種稚貝散布代金3,000万円がある。

高道漁協では，のり養殖支柱柵を建てた後でもあさりの採取は禁止せず，両存の制度をとっているが，のりの被害はないといていた。しかし，のり養殖業者は働き盛りの人が多いので，のり養殖時期にあさりの操業にはかなり多くのものが反対した。しかし，生産制限＝計画生産を行って周年操業にふみきたが，価格はかなりよかったので理解してくれたと漁協ではいていた。周年操業化によって量的に規制し，1人3ネットにしたが，価格で充分カバーすることができた。

。 計画生産に際して

漁連では，大型共販体制を完成するにはまず第1に，選別をきちんとした規格品をつくることを基本にした。次に，商社対策の計画をたてた。あさり仲買商社は信用のある業者を指定することによって大型共販体制を成立させることができた。また，信用の薄い小さい業者はグループ化させて入札に参加させた

ことは前述した通りである。大型共販に着手するに際して指定商社の申込みは30社以上に及んだが、信用調査の上、18社に絞った。まだ、決済についてはかなりの不満を残しているが、2～3年やっていくうちに手形に移行することは既に述べた通りである。このように漁連の大型共販体制は、生産計画を基礎にして、仲買商社対策を厳し過ぎる位に重視したことが結果的に成功をみたものと理解することができる。

漁連を中心とした大型共販事業は一応軌道にのったが、玉名市周辺漁協では当初、砂抜・選別施設をつくり蓄養事業及び集荷センター構想を計画し、そして消費地市場へ大規模な共販体制を採用する構想をたてていた。現在のところ県の埋立造成地の払下げが実現できず、将来計画が一応停止しているが、いずれ、あさり集荷センターの構想も漁連を中心に県レベルでの運営の実現を期待するものである。そして、消費地の需要に応じた生産を用途別に生産、出荷しあさりの生産管理の必要性を力説していた（高道漁協）。

以上、熊本県におけるあさりの生産管理について述べてきたが、まだ、全国的には粗放的な漁場管理のもとで採取されているところが多い。このレポートは生産管理、流通管理の強化（着手段階ではあるが）によって、かなり生産者サイドの意向が反映した経営が行われ、また、生産性もかなり急速に伸びた事例である。熊本県のあさり漁業は、各地で生産条件もかなり異なり、漁場的制約があったとしても、稚貝の放流、清掃、耕耘という技術的な漁場管理と人為的に需要に応じた生産調整、加うるに大型共販体制というあさり漁業がかなり集約化した産業形態をとることによって、また、需要の急激な増加と高級品化・多様化という条件を併せてかなり将来性のある産業化の途が開かれている。

しかし、一方においてまだ掘れば日銭になるという成行管理にまかせて乱獲＝暴落をくりかえしている地域もかなりみられている中で熊本県漁連の大型共販事業と将来計画の構想はかなりユニークな事業及び計画であると評価することができる。

Ⅵ. 昭和54年オイルボール等漂着状況調査の結果について

昭和54年1月～12月末日までの1年間で発生したオイルボールの漂着件数は54件で、1カ月平均4.5件と前年(77件, 1カ月平均6.4件)に比べ大幅に減少している。

しかしながら、清掃状況は100%, 実施しており、前年までの状況(53年清掃割合84%, 52年71%)とは様相を異にしている。これはおそらく、清掃実施の事故のみが上がってきていると思われる。また、以下の漂着範囲や清掃内容などからみても、1件当たりの規模が大きくなっており、この点でも発生件数とのからみで考慮する必要があるだろう。

発生件数は月別にみると、やはり例年通り冬期11, 12月(それぞれ8件, 11件)に集中しているが、その他の月は2～5件となっている。また、漂着地域は、鹿児島(19件), 沖縄(18件)が圧倒的に多く、続いて東京(8件), 高知(3件), 山口, 和歌山(各2件), 三重, 千葉(各1件)と太平洋ベルト地帯, とくにタンカーの航路筋との関連が強いことを物語っている。

とくに、鹿児島, 沖縄地域は場所によってはほとんど常時発生地帯と違ってよく、統計上の件数は、清掃とのかね合いでとらえているに過ぎないことが、これまでの数回の調査によって、より明確にされている。

一方、漂着の範囲については、1件当たりの平均が長さ10.1kmと前年(7.5km)に比べてかなり広がっている。また、オイルボールの大きさや、漂着の地形については、前年と同様の傾向を示し、やはり大きさは0.5cm～20cm位までが多く、地形では砂浜が全体の70%近くを占めている。

ところで、清掃状況についてであるが、清掃は発生した件数すべてについて実施しているが、1件当たりの関連漁協は、1.2組合と、ほぼ、1件1漁協の割で清掃している。清掃理由は「漁業に支障あり」とするものがすべてで「観光レクリエーションに支障」等の理由は皆無であった。とくに清掃の直接の理由としては「再流出して漁業に支障」が全体の88%と、理由のほとんどを占めている。また、事故が発生してから清掃を実施するまでの日数(漁協ごと)

は、翌日から10日までが67%を占め、主に2～5日までの間が多い。

清掃内容については、作業日数が1件当たり平均6.8日と前年（7.8日）より1日少いが、作業人数は1件平均453.2人と前年（343.9人）より大幅に増えている。一方、作業範囲についても、1件当たり平均13.5kmと前年（10km）より広く、これにつれて回収量も平均18.8トンと前年（17.5トン）より増えている。

これらの結果から1件当たりの漂着事故規模は例年に比べ大きくなっていることがわかるが、このため清掃に要した費用も、1件当たり平均2136千円と前年（1534千円）に比べ、大幅に増えている。

発生件数及び清掃件数

	51年	52年	53年	54年
発生件数	69	80	77	54
清掃件数	51	57	65	54
清掃割合	74%	71%	84%	100%

1件当たりの清掃状況

清掃内容	51年	52年	53年	54年
作業日数	5.8日	7.9日	7.8日	6.8日
作業人数	290人	384.9人	343.1人	453.2人
作業範囲(長さ)	km	13.9km	10.0km	13.5km
清掃経費	1,479千円	1,635千円	1,534千円	2,136千円

上記の2つの表にみられるように、発生件数は別にして、漁業に支障がある、いわゆる清掃を必要とする漂着事故は、例年ほぼ同規模の割合で発生していることがわかる。

ただ、問題は清掃状況の推移にみられるように、1件当たりの作業規模が全

般に大きくなっていることで、こうした事故が汚染防止の規制強化や、監視体制の強化にもかかわらず減少していないことを物語っている。

54年のオイルボール等の漂着被害をトータルで見ると、1年間で漂着した海岸線は545km（1件当たりの平均数値に発生件数を乗じた。以下同じ）にわたり、これを防除清掃するために、延べ367日間で、延べ24,473人が動員されたことになり、このために要した経費は1億円台に達している。